

平成20年(2008年)10月17日
厚生委員会資料
子ども家庭部経営担当
保健福祉部経営担当

東中野小学校暫定活用に係る地域説明会について

1 実施概要

- (1) 日時等 平成20年9月12日(金)14時～15時30分 【参加者27名】
9月17日(水)19時30分～21時 【参加者18名】
- (2) 会場 東中野地域センター 洋室1・2号
- (3) 区側出席者 区民生活部長、区民生活部経営担当課長、東地域担当課長、
子ども家庭部経営担当課長、地域子ども家庭支援センター担当課長、
学校教育担当課長

2 主な意見等

●使用料について

- ・当クラブは、利用用途の⑤に該当するが、やはり高い。再考の余地はないのか。
- ・体育館の使用料は、300円から1400円へといきなり高くなるがこの根拠は何か。
- ・何の整備もしない体育館を利用するのに何故1400円なのか。1400円の料金に見合うサービスの提供がなければ納得できない。
- ・使用料の周知はどのように行うのか。周知と同時に理解のできる説明も無くてはならない。

●使用施設・備品等について

- ・プールの利用は出来ないのか。まだ新しい立派なプールなので、子どもに限らず、健康づくりなど地域のお年寄りにも開放して欲しい。
- ・音楽室が使えないなら、体育館のピアノを使えるようにして欲しい。
- ・使用できる遊具類とは、一輪車、サッカーゴールなど今あるもの全てか。一部修繕が必要だと思うが対応してもらえるのか。
- ・凹凸など校庭の整備や、体育館裏のトイレと更衣室を清潔にして頂きたい。
- ・自転車の乗り入れが出来るようにして欲しい。

●使用時間帯等について

- ・校庭の利用を、夏場だけでも5時30分までにして欲しい。
- ・校庭で5時以降、町会として、子どもの野球の練習をしているが、その利用は継続できるか。

●安全確保等について

- ・秋冬になると校庭が暗くなる。街灯の設置や現在のように教職員室の照明をつけておくなど対策をとって欲しい。
- ・西門の管理はどのようにするのか。管理人の部屋から遠く、誰でも入りやすいのではないか。
- ・利用しない部分への監視カメラ等の設置や警備員の配置等の防犯対策は講じるのか。
- ・緊急時の連絡先は管理人であると説明があったが、事件や不審者情報など子ども家庭部との連携による連絡態勢もとっていただきたい。

●子どもの遊び場について

- ・団体のみへの使用承認では、子どもや乳幼児親子が自由にきて遊べなくなる。
- ・地域の活動団体だけでは子どもへの対応に不十分な点も考えられる。児童館の職員の巡回など必要な支援がほしい。
- ・乳幼児や夏休みへも団体として対応していきたいが、現在の協力者数では難しい。区が協力者養成や新たな団体育成について具体的な取り組みをしてほしい。

3 暫定活用のあり方

別紙のとおりとする。

東中野小学校の暫定活用のあり方について

東中野小学校の閉校後については、本来用途が整備されるまでの間、以下のとおり、暫定的な活用を図ることとする。

1 暫定活用の概要

当該施設等については、以下のとおり、地域の区民施設としての活用を図ることから、地域センターに準じて利用のあり方を定める。

(1) 利用できる活動用途

- ①防災、防犯等の地域自治活動
- ②子育て・子育て支援等の子ども健全育成活動
- ③高齢者・障害者等の地域保健福祉活動
- ④環境美化推進等の地域環境保全活動
- ⑤その他の区民の自主的活動

※ 現在の地域センターの活動用途に準ずる。

(2) 利用できる施設等

東校舎 1階	多目的室1、多目的室2、家庭科室（含：準備室）、洗面所
北校舎 1階	トイレ、給湯設備（管理人室内）
体育館	
校庭	（更衣室、トイレ）

なお、避難所としては、校舎・体育館・校庭の全てを活用する。

(3) 利用者の要件

- ・団体であること。
- ・団体の要件は、5名以上で、区内在住・在勤・在学者が半数以上であること。
- ・東中野地域センターに登録すること。

(4) 利用できる日時等

校舎は、9時から22時まで。 午前・午後・夜間の3区分。

体育館は、9時から21時30分まで。 午前・午後1・午後2・夜間の4区分。

校庭は、9時から17時まで。 午前・午後の2区分。

ただし、年末年始（1月1日から3日まで。12月29日から31日まで）を除く。

(5) 使用料

1 (1) の活動用途のうち①～④については無料とし、⑤については、次の通り、有料とする。

体育館 (3時間)		1,400円
校庭 (3時間)		2,400円
校舎 (3時間)	多目的室	600円
	家庭科室	1,200円

なお、調理等で使用する場合には、光熱水費の実費 (別途定める、一回あたり定額=基本料金×使用時間) を徴収する。

(6) 利用回数

現行の利用団体については、現行どおり、利用回数制限を設けない。

(7) 利用の手続き

利用したい日の属する月の2か月前に実施される抽選会を経て、東中野地域センターで手続きする。

(8) 利用方法

利用団体は、管理人に承認書を提示し、部屋等の鍵を受け取り、利用団体の自己責任で使用する。

2 主な施設整備等

暫定活用のため、次のとおり整備する。

- ・利用禁止部分の遮断
- ・出入り口の扉・鍵等の整備
- ・エアコンの移設
- ・管理人室の整備

3 今後のスケジュール

平成20年	10月下旬～	地域・団体へ周知
平成21年	4～5月	施設整備工事等
	6月以降	利用開始